

○自転車利用者に対する安全指導要綱の制定について

(平成20年3月18日例規第61号)

この度、別添のとおり「自転車利用者に対する安全指導要綱」を定め、平成20年4月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

自転車利用者に対する安全指導要綱

第1 目的

この要綱は、自転車の基本的な交通ルールの周知と遵守を促し、迷惑・危険な運転に対する安全指導に関し必要な事項を定め、もって道路利用者の安全の確保を図ることを目的とする。

第2 安全指導の基本

1 警察官及び交通巡視員は、道路利用者の安全を確保するため、交通安全教育の一環として自転車利用者に対し、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 街頭における安全指導
- (2) 交通安全教室の開催
- (3) 広報啓発活動
- (4) 教育機関との連携
- (5) 指導強化の日における活動
- (6) その他本部長が必要と認めるもの

2 前記1(5)に規定する指導強化の日は毎月20日(通称「カルガモの日」)とし、自転車を対象とした指導活動を強化するものとする。

なお、署において当該指導活動の強化を図る場合であって、20日が土曜日、日曜日又は祝日(振替休日も含む。)のときは、署長は署情により実施日を変更することができる。

3 具体的な安全指導の方法は、交通部長が別に定めるものとする。

第3 推進体制

1 県本部

推進責任者

県本部に推進責任者を置き、交通企画課長をもって充てる。推進責任者は、自転車利用者に対する安全指導に関し、その運用、連絡調整及び指導監督に関する事務を総括するものとする。

2 署

(1) 実施責任者

署に実施責任者を置き、署長をもって充てる。実施責任者は、自転車利用者に対する安全指導に関し、適正な実務的運用が図れるよう指示するも

のとする。

(2) 指導責任者

署に指導責任者を置き、交通(第一)課長をもって充てる。指導責任者は、自転車利用者に対する安全指導に関し、適正な運用が図られるよう当該安全指導に係る職員を指導するものとする。

第4 報告

活動に伴う効果的な事例、紛議等を認知したときは、速やかにその内容を交通企画課長を経由し本部長に報告しなければならない。